

みちテラス
通所介護（通所型独自サービス）重要事項説明書

1 法人の概要

法人の名称 社会福祉法人きしろ社会事業会
代表者・職・氏名 理事長 田尻 充
法人の所在地 鎌倉市坂ノ下3-1-5
電話番号 0467-22-5539 Fax番号 0467-25-3922
認可年月日 昭和43年3月7日
運営する主な他の事業所・サービス内容 軽費老人ホーム「きしろホーム」
特別養護老人ホーム「鎌倉プライエムきしろ」
特別養護老人ホーム「稲村ガ崎きしろ」
二階堂デイサービスセンター
地域包括支援センター「きしろ」「鎌倉きしろ」
URL: <http://www.kishiro.or.jp/>

2 事業所の概要

事業所名 通所介護
みちテラス
事業所の所在地 〒247-0056 鎌倉市大船1273-1
電話番号 0467-84-7357 Fax番号 0467-84-7358
事業者指定年月日 令和5年6月1日（予防 令和4年8月1日）
事業者指定番号 1472103678
併設サービス 通所型独自サービス・生活介護（共生型）
管理者名 石塚 敏樹
利用定員 35名
(通所介護、通所型独自サービス、共生型生活介護を併せて)
サービス提供地域 鎌倉市・横浜市栄区
通所型独自サービスは鎌倉市とする。
サービス提供日及び提供時間 月曜日～土曜日（祝祭日含む）9:30～16:30
※年末年始（12/31～1/3）のみ休業といたします。
営業日とサービス提供日は同じ。

運営方針

利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の世話、機能訓練等の介護その他必要な支援をおこないます。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。
また事業の実施にあたり、関係市町村、地域包括支援セン

ター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携や関連情報の活用を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 事業所の職員体制

当施設では、利用者に対して通所介護（予防）サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

- (1) 管理者 1名（常勤職兼務）
- (2) 生活相談員 1名以上（常勤兼務）
- (3) 機能訓練指導員 1名以上（非常勤兼務）
- (4) 介護職員 5名以上（常勤兼務及び非常勤兼務）
- (5) 看護職員 1名以上（非常勤兼務）

4 設備

設備の種類	室数	備考
食堂	1 箇所	
トイレ	4 箇所	車いす専用トイレ 1 か所
浴室	1 室	一般浴・個浴
機能訓練室	1 箇所	
静養室	1 室	2ベッド
相談室	2 室	

5 サービスの概要

- (1) 通所介護計画等の作成
- (2) 日常生活上の支援（相談・援助）
- (3) 食事の提供
- (4) 入浴
- (5) 日常生活動作に関する訓練
- (6) レクリエーション
- (7) 健康チェック
- (8) 送迎

6 利用者負担金

- ・介護報酬に係わる費用 (利用者負担 1 割から 3 割) 別添
- ・運営規程に定めた「その他の費用」 (実費) 別添
- ・実施地域外の交通費 なし

前項の料金・費用は、1か月ごとに計算し請求します。料金のお支払いについては現金精算又は自動引き落としとなります。手続き完了までの間は、下記の口座へ入金をお願いいたします。

【 指定口座への振込 】

横浜銀行 鎌倉支店 普通預金 6157482
社会福祉法人きしろ社会事業会 理事長 田尻 充

- ・利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごと）について記載した領収証を交付する。

7 損害保険加入の有無

- ・損害補償保険加入 (株)あいおいニッセイ同和損害保険

8 サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 機能訓練を実施する場合は職員が付き添います。
- (2) 利用者の体調により入浴を中止する場合があります。
- (3) 利用者及びその家族は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がけること。
- (4) 利用者は、伝染性の皮膚疾患に罹患した場合には、症状が完治した旨の医師の診断書を提示し、利用を再開するものとする。
- (5) 禁止事項
 - ・他人への宗教活動、政治活動、営利活動を禁止いたします。利用者同士の金品のやりとりを禁止いたします。職員への心づけ等もご遠慮ください。
 - ・屋内での携帯電話の使用は禁止しておりませんが、ペースメーカー使用者の利用がある場合は安全のため使用を制限させて頂くことがあります。
 - ・その他、他者への迷惑行為を禁止とさせていただきます。
 - ・施設内は禁煙とさせていただきます。
- (6) ハラスメントの方針を整備し、事業所におけるハラスメント対策を推進する。なお、利用者等が職員におこなう暴言・暴力・迷惑行為等のハラスメント行為をおこなった場合には、サービスの中止や契約解除等の必要な措置を講じるものとする。
- (7) 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。従業者でなくなっても同様とする。

9 医療

協力医療機関

医療機関の名称	鎌倉ヒロ病院
所在地	神奈川県鎌倉市材木座1-7-22

	0467-24-7171
診療科	内科、外科、循環器科、泌尿器科、婦人科、胃腸科 整形外科、脳神経外科リハビリテーション科

10 ご相談窓口（苦情相談）

（１）サービスに関するご相談につきましては下記の窓口で対応し、施設において協議し、迅速かつ誠実に対応いたします。

責任者 管理者 石塚 敏樹
 受付担当者 相談員 中川 智世 佐々木 香穂
 連絡先 0467-84-7357
 対応時間 9：00～17：30

（２）行政機関等の受付

鎌倉市	別添 苦情相談窓口一覧表の通り
神奈川県国民健康 保険団体連合会	
神奈川県	

（３）第三者委員においてもご相談ができます

折田 忠温	電話番号 045-852-5336
平本 邦夫	電話番号 0467-24-0844
井上 政江	電話番号 046-881-6700

11 事故発生時の対応について

- （１）サービス提供により事故が発生した場合、職員は速やかに対処します。
- （２）利用者のご家族に連絡を行うとともに、状況を報告します。
- （３）医療機関等への受診及び救急搬送をした場合には、保険者への事故報告書を提出します。また、発生した事故の程度に係わらず、原因及び想定される要因等の究明を行ない、再発防止策を立てるとともに、その内容について利用者及びご家族へ説明します。

12 感染症及び災害時の対応

感染症や非常災害の発生時においてサービスの提供を継続的に実施する為の事業継続計画を策定し、研修及び訓練の定期的な実施と見直しをします。

また、感染症の予防・まん延防止のための体制整備や必要な措置を講じます。感染症の予防・まん延防止の指針の整備、委員会の開催及び職員への研修及び訓練を定期的な実施します。

従業員には年1回以上健康診断をうけさせるものとする。

13 緊急時における対応方法

職員は、通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要があると認める場合には、速やかに医療機関への連絡その他必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

14 虐待防止の推進について

利用者の人権擁護、虐待防止等の為の体制整備や必要な措置を講じます。
虐待防止対策を検討する委員会の開催及び職員への研修を定期的に行います。

15 記録の整備及び情報の開示について

事業所は、介護及び看護におけるサービス提供した内容について記載に残します。サービスが完了した後、5年間はこれを適正に保存し、利用者又はその家族の求めに応じ、その写しを交付します。介護サービス提供の経過記録などの利用者の記録等につきましては、身元保証人の申し出があればいつでも閲覧等できます。

説明日

令和 年 月 日

サービス契約にあたり、重要事項について書面を交付し、説明しました。

事業者

所在地 鎌倉市大船1273-1

名称 みちテラス

説明者

サービス契約にあたり、上記のとおり説明を受け同意の上、書面の交付を受けました。

同意日

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

身元保証人

住所

氏名

介護保険に関する市(区)町村等の苦情相談窓口一覧

①市(区)町村の苦情・相談窓口

令和6年4月1日現在

市(区)町村	担当課	電話番号	市(区)町村	担当課	電話番号
横浜市(本庁)	介護事業指導課	☎045(671)3461	相模原市	介護保険課	☎042(707)7058
	高齢施設課	☎045(671)3923	横須賀市	介護保険課	☎046(822)8253
鶴見区	高齢・障害支援課	☎045(510)1770	平塚市	介護保険課	☎0463(21)8790
神奈川区	高齢・障害支援課	☎045(411)7019	鎌倉市	介護保険課	☎0467(61)3950
西区	高齢・障害支援課	☎045(320)8491	藤沢市	介護保険課	☎0466(50)8270
中区	高齢・障害支援課	☎045(224)8163	小田原市	高齢介護課	☎0465(33)1827
南区	高齢・障害支援課	☎045(341)1138	茅ヶ崎市	介護保険課	☎0467(81)7164
港南区	高齢・障害支援課	☎045(847)8495	逗子市	高齢介護課	☎046(873)1111
保土ヶ谷区	高齢・障害支援課	☎045(334)6394	三浦市	高齢介護課	☎046(882)1111
旭区	高齢・障害支援課	☎045(954)6061	秦野市	高齢介護課	☎0463(82)9616
磯子区	高齢・障害支援課	☎045(750)2494	厚木市	介護福祉課	☎046(225)2240
金沢区	高齢・障害支援課	☎045(788)7868	大和市	介護保険課	☎046(260)5170
港北区	高齢・障害支援課	☎045(540)2325	伊勢原市	介護高齢課	☎0463(94)4722
緑区	高齢・障害支援課	☎045(930)2315	海老名市	介護保険課	☎046(235)4953
青葉区	高齢・障害支援課	☎045(978)2479	座間市	介護保険課	☎046(252)7719
都筑区	高齢・障害支援課	☎045(948)2313	南足柄市	高齢介護課	☎0465(73)8057
戸塚区	高齢・障害支援課	☎045(866)8452	綾瀬市	高齢介護課	☎0467(70)5636
栄区	高齢・障害支援課	☎045(894)8547	葉山町	福祉課	☎046(876)1111
泉区	高齢・障害支援課	☎045(800)2436	寒川町	高齢介護課	☎0467(74)1111
瀬谷区	高齢・障害支援課	☎045(367)5714	大磯町	福祉課	☎0463(61)4100
川崎市(本庁)	高齢者事業推進課	☎044(200)2910	二宮町	高齢介護課	☎0463(71)5348
川崎区	高齢・障害課	☎044(201)3282	中井町	健康課	☎0465(81)5546
大師地区健康福祉ステーション	高齢・障害担当	☎044(271)0161	大井町	福祉課	☎0465(83)8024
田島地区健康福祉ステーション	高齢・障害担当	☎044(322)1996	松田町	福祉課	☎0465(83)1226
幸区	高齢・障害課	☎044(556)6689	山北町	保険健康課	☎0465(75)3642
中原区	高齢・障害課	☎044(744)3136	開成町	福祉介護課	☎0465(84)0316
高津区	高齢・障害課	☎044(861)3269	箱根町	福祉課	☎0460(85)7790
宮前区	高齢・障害課	☎044(856)3238	真鶴町	健康長寿課	☎0465(68)1131
多摩区	高齢・障害課	☎044(935)3187	湯河原町	介護課	☎0465(63)2111
麻生区	高齢・障害課	☎044(965)5146	愛川町	高齢介護課	☎046(285)6938
			清川村	子育て健康福祉課	☎046(288)3861

②市の相談(事業者の指定に関する内容)窓口

市	担当課	内容	電話番号	市	担当課	内容	電話番号
横浜市	介護事業指導課	居宅サービス	☎045(671)3413	相模原市	福祉基盤課	全サービス	☎042(769)9226
		地域密着型サービス	☎045(671)3466			指導監査課	施設系 地域密着型 サービス
	高齢施設課	施設 特養・老健	☎045(671)3923		サービス担当		
		サービス 特定施設	☎045(671)4117				
川崎市	高齢者事業推進課	訪問介護等	☎044(200)2469	横須賀市	指導監査課 居宅介護 サービス担当	居宅系	☎046(822)8393
		通所介護等	☎044(200)2544				
		施設サービス	☎044(200)2633				

③神奈川県内の相談(②の地域以外の事業者の指定に関する内容等)窓口

県	担当課	電話番号(代表)	事業者の指定	担当グループ	内線番号
神奈川県	高齢福祉課	☎045(210)1111	事業者の指定(居宅(特定施設・短入生・短入療を除く))	在宅サービスグループ	4841
			事業者の指定(特養・居宅(短入生))	福祉施設グループ	4851
			事業者の指定(老健等・居宅(特定施設・短入療))	保健・居住施設グループ	4856

受けよう特定健診 健康づくりのスタートライン!

国保連合会の
苦情・相談窓口

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係

〒220-0003 横浜市西区楠町27番地1

☎045-329-3447 受付時間:午前8時30分~午後5時15分(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。

発行 令和6年8月